

[別表]

神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続について

区分	事由 番号	申請事由	申請者	志願資格		学区確認 横浜市立及び川崎市立の高等学校において必要な場合 ※		提示又は申請書に添付する書類
				申請 様式	申請先	申請 様式	申請先	
県教育長の志願資格の承認を必要とする者	全課程の志願資格	1 県外から本県に転居予定の者(保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和9年4月1日までに県内に居住する予定の者)	志願者 及び保護者	第15号 様式	県教育長	第22号 様式の1	横浜市・川崎市各教育委員会教育長(以下「市教育長」という。)	ア 転居予定先の住所を確認できる次のaからeのいずれかの書類を提示 a. 家屋の登記簿謄本又は登記事項証明書(発行後、6か月以内のもの) b. 建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか(転居先の建物が建築中の場合等) c. 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書 d. 家主との契約書(契約予定を含む。) e. その他、転居予定の事実を証明できるもの イ 転居取りやめの時は、入学を辞退する旨の念書(第19号様式【県志願資格用】と第23号様式【市学区確認用】を1部ずつ)を添付 ウ アの書類の所有者名義又は賃借人名義が志願者の保護者でない場合は、名義人による同居同意書(第20号様式【県志願資格用】と第24号様式【市学区確認用】を1部ずつ)を添付
		2 山梨、静岡県県の本県に隣接する特定の地域に居住しており、通学の便宜上本県の最寄りの高等学校へ志願することが妥当と認められる者	志願者 及び保護者	第15号 様式	県教育長			住民票の写し等(本人及び同居している保護者)を提示
		3 県外から県立海洋科学高等学校を志願する者で、船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない都道府県に居住する者	志願者 及び保護者	第15号 様式	県教育長			志願者本人が船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない都道府県に居住することを証明するもの(住民票の写し等)を提示
		4 その他特別な事情がある者 (例)保護者である父母双方がいない場合に、未成年後見人がいまだに定められていない者	志願者 及び保護者	第15号 様式	県教育長	第22号 様式の1	市教育長	特別な事情を証明できるもの (例)中学校長による申立て(第15号様式の中学校長意見及び副申欄に記載)を提出
	定時制・通信制・別科の志願資格	5 令和9年4月1日までに県外から本県に転居予定の者	志願者	第18号 様式	志願先 高等学校長	第22号 様式の2	志願先 高等学校長	申請事由番号1に同じ
		6 県外居住であって、令和9年4月1日までに本県での勤務を予定する者(ただし、横浜市立横浜総合高等学校又は川崎市立高等学校の普通科を志願する場合は、当該市内に勤務を予定する者)	志願者	第18号 様式	志願先 高等学校長	第22号 様式の2	志願先 高等学校長	勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類を添付
		7 その他特別な事情がある者	志願者	第18号 様式	志願先 高等学校長	第22号 様式の2	志願先 高等学校長	特別な事情を証明できるもの

※ 横浜市立の高等学校について、全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科(音楽コースを除く。)及び総合学科においては学区確認申請を必要とする。
※ 横浜市立横浜商業高等学校(別科を含む。)、横浜市立戸塚高等学校(単位制による全日制の普通科音楽コース及び定時制の課程)及び横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校並びに横浜市立高等学校の各学科における特別募集においては学区確認申請を必要としない。

※ 川崎市立の高等学校について、全日制の課程及び定時制の課程における普通科においては学区確認を必要とする。(川崎市立川崎高等学校、川崎市立幸高等学校、川崎市立川崎総合科学高等学校及び川崎市立橘高等学校における専門学科並びに川崎市立川崎高等学校定時制昼間部在県外国人等特別募集においては学区確認申請を必要としない。)

区分	事由 番号	申請事由	申請者	志願資格		学区確認		提示又は申請書に添付する書類
				申請 様式	申請先	申請 様式	申請先	
市教育長等の学区確認のみを必要とする者	横浜市立・川崎市立高等学校（全日制のうち全県学区のものを除く。）の学区確認	8 県内に居住し志願資格を有する者で、中学校等を卒業又は修了した者(外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。)	志願者及び保護者			なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック		住民票の写し等(本人・同居している保護者)を中学校長に提示
		9 志願者及び保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校等の所在地が異なる地域(横浜市の内外又は川崎市の内外)にある、公立中学校等の在学者	志願者及び保護者			なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック		
		10 県内での転居予定者(保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和9年4月1日までに転居する予定の者(ただし、当該市内及び当該市外での転居予定である場合を除く。))	志願者及び保護者			第22号様式の1	市教育長	申請事由番号1に同じ ただし、書類イの念書は第23号様式【市学区確認用】を、書類ウの同居同意書は第24号様式【市学区確認用】をそれぞれ使用のこと。
		11 保護者の一方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域(横浜市の内外又は川崎市の内外)に居住している者	志願者及び保護者			なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック		
		12 特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している者、又は保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している者(当該市内又は当該市外における別居を除く。)	志願者及び保護者			第22号様式の1	市教育長	ア 住民票の写し等(本人・同居親族等)を提示 イ 〃 (父母)を提示 ウ 特別な事情を証明できるものを添付
		13 志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域(横浜市の内外又は川崎市の内外)に居住している者	志願者及び保護者			第22号様式の1	市教育長	ア 住民票の写し等(本人・同居親族等)を提示 イ 〃 (未成年後見人)を提示
		14 申請事由8～13に該当しない特別な事情がある者	志願者及び保護者			第22号様式の1	市教育長	特別な事情を証明できるもの
	の横浜市立・川崎市立高等学校（定時制のうち全県学区	15 県内に居住し、中学校等を卒業又は修了した者(外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。)	志願者			なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック又は入学願書にレ点を記入[定時制願書]4番目の□		住民票の写し等(本人)を中学校長に提示
		16 志願者の住所と在学中学校等の所在地が異なる地域(当該市の内外)にある、公立中学校等の在学者	志願者			なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック又は入学願書にレ点を記入[定時制願書]4番目の□		
		17 令和9年4月1日までに当該市内から市外(県内)へ、又は当該市外(県内)から市内へ転居する予定の者	志願者			第22号様式の2	志願先 高等学校長	申請事由番号1に同じ ただし、書類イの念書は市学区確認用第23号様式を使用のこと。
		18 県内の当該市外に居住又は令和9年4月1日までに当該市内から市外(県内)へ転居予定の者のうち、令和9年4月1日までに当該市内に勤務を予定する者	志願者			第22号様式の2	志願先 高等学校長	勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類を添付

(注1) 学区確認については、横浜市立又は川崎市立の高等学校のうち、当該の市内全域を学区とする高等学校へ志願変更しようとする者で、かつ、申請事由に該当する場合に手続を行わなければならない。

(注2) 学区確認の欄において、「なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック又は入学願書にレ点を記入」と記載されているものについては、インターネット出願システム上で中学校長が証明・同意・確認の該当項目にチェックを行うか、入学願書に中学校長がレ点を記入することによって、学区確認申請を省略することができる。